（削る）

消費量基準（新築建築物）適合

ロ　住宅（基準省令第１条第１項第２号の住宅をいう。）　一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準適合

ハ　複合建築物（基準省令第１条第１項第１号の複合建築物をいう。）　一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準（住宅部分）適合

様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（　　年　　月　　日限り有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 43 条第２項において準用する同法第１７条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印